

国立市墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(墓地等の経営主体)

第3条 墓地等を経営することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認め、規則で定めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの（以下「宗教法人」という。）

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号の公益法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された主たる事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの（以下「公益法人」という。）

2 前項第2号及び第3号に規定する事務所は、その所在地に設置されてから、規則で定める期間を経過しているものでなければならない。

3 次条第1項の規定により墓地の経営の許可を受けた宗教法人若しくは公益法人が新たに墓地を営もうとする場合若しくは当該経

営の許可に係る墓地の区域を拡張しようとする場合又は同条第3項の規定により墓地の区域の変更の許可を受けた宗教法人若しくは公益法人が当該変更の許可に係る墓地の区域を拡張しようとする場合は、当該許可を受けてから、規則で定める期間を経過しているものでなければならない。

(墓地等の経営の許可等)

第4条 墓地等を経営しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、第5条から第7条まで並びに第8条第2項及び第3項に規定する手続を経た後でなければ行うことができない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、当該手続の全部又は一部を省略することができる。

3 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、許可を受けなければならない。

4 前項の規定による申請が墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係るものである場合には、第5条から第7条まで並びに第8条第2項及び第3項に規定する手続を経た後でなければ、当該申請を行うことができない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、当該手続の全部又は一部を省略することができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(申請前の協議)

第5条 前条第1項の規定による申請をしようとする者及び同条第3項の規定による墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係る申請をしようとする者(以下これらを「申請予定者」という。)は、当該申請に係る計画(以下「墓地等の計画」という。)について、市長に協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により協議を行うときは、規則で定める協議書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議があったときは、申請予定者に対して、必要な指導及び助言を行うことができる。

(標識の設置)

第 6 条 申請予定者は、前条第 2 項の規定により協議書を提出したときは、墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域の拡張又は墓地等の設置に係る区域（以下「建設予定地」という。）の近隣住民（建設予定地の近隣に土地を所有し、又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者をいう。次条において同じ。）に対し墓地等の計画についての周知を図るため、規則で定めるところにより、建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第 7 条 申請予定者は、規則で定めるところにより、墓地等の計画について、近隣住民及びその者を構成員に含む地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する団体（以下「近隣住民等」という。）に対する説明会を開催し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。

(近隣住民等の意見の申出)

第 8 条 近隣住民等は、墓地等の計画について、次に掲げる事項に係る意見があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項
- (2) 構造設備と周辺環境との調和に関する事項
- (3) 建設工事の方法等に関する事項

2 前項の規定による申出に正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 申請予定者は、前項の規定により近隣住民等との協議を行ったときは、規則で定めるところにより、当該協議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(墓地の設置場所)

第 9 条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 墓地を經營しようとする者が所有する土地（共有者の持分があるものを除く。）で、所有権以外の権利が存しないものであること。

ただし、地方公共団体が墓地等を經營するとき又は市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

（墓地の構造設備基準）

第 10 条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 墓地の区域に隣接する住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地（以下「住宅等」という。）と墳墓を設ける区域との間に、規則で定めるところにより、緩衝帯として緑地帯を設けること。

(2) 境界には、規則で定めるところにより、障壁又は密植した樹木の垣根を設け、外部と区画すること。

(3) アスファルト、コンクリート、石等の堅固な材料で築造した通路で、規則で定める幅員のものを設けること。

(4) 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道等に適切に排水すること。

(5) ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。

(6) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。

(7) 墓地及び駐車場の出入口が、規則で定める幅員の道路（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路をいう。）に接していること。

2 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備基準は、前項に規定する墓地の構造設備基準に準ずる。

（納骨堂の設置場所）

第 11 条 納骨堂の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 納骨堂を經營しようとする者が所有する土地（共有者の持分があるものを除く。）で、所有権以外の権利が存しないものであること。ただし、地方公共団体が經營しようとするときは、この限りでない。

(2) 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること。ただし、地方公共団体又は公益法人が經營しようとするときは、この限りでない。

(納骨堂の構造設備基準)

第12条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 壁、柱、はりその他の主要な部分は、耐火構造にすること。

(2) 床面は、コンクリート、タイル、石等の堅固な材料で築造すること。

(3) 納骨堂の設備は、不燃材料を用いること。

(4) 必要な換気設備を設けること。

(5) 出入口及び窓には、防火戸を設けること。

(6) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでない。

(火葬場の設置場所)

第13条 火葬場の設置場所は、住宅等からの水平距離がおおむね250メートル以上離れていなければならない。

2 火葬場内における火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、前項の規定は、適用しない。

(火葬場の構造設備基準)

第14条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 境界には、障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。

(2) 出入口には、門扉を設けること。

(3) 火葬炉は、5基以上設けること。ただし、地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでない。

- (4) 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
- (5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (7) 残灰庫を設けること。
- (8) 管理事務所、待合室及び便所を設けること。
- (9) 規則で定める規模の駐車場を設けること。

(管理者の講ずべき措置)

第15条 墓地等の管理者（法第12条の規定により市長に届け出た管理者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。
- (2) 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。
- (3) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。

(焼骨以外の埋蔵の禁止等)

第16条 墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは埋蔵又は埋葬をさせてはならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めて許可したときは、この限りでない。

(無縁の焼骨等の保管等)

第17条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を、次に定めるところにより相当期間保管し、又は埋蔵しなければならない。

- (1) 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、一体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。
- (2) 無縁の遺体又は遺骨（焼骨を除く。）を発掘したときは、火葬に付した後、前号に定めるところにより保管し、又は埋蔵すること。

(工事の完了の届出)

第18条 第4条第1項又は第3項の規定による申請をした者は、当該墓地等の新設、変更又は廃止に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
(みなし許可に係る届出)

第19条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされるときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(申請事項変更の届出)

第20条 墓地等の経営者は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第4条の規定による申請に係る申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
(勸告)

第21条 市長は、申請予定者が第5条から第7条まで並びに第8条第2項及び第3項に規定する手続を適正に行っていないと認めるときは、申請予定者に対して、必要な勸告をすることができる。

(公表)

第22条 市長は、申請予定者が前条の勸告を受けたにもかかわらず、正当な理由なく、当該勸告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、規則で定めるところにより、当該勸告を受けた者に対して、期間を定め、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第2項及び第3項、第10条第1項第1号

及び第7号並びに第14条第9号の規定並びに付則第6項及び第7項の規定は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成24年6月30日までの間における第3条第1項第2号及び第3号の規定の適用については、同項第2号中「主たる事務所を市内」とあるのは「事務所を東京都内」と、同項第3号中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された主たる事務所を市内に有し、かつ、永続的」とあるのは「永続的」とする。
- 3 施行日から平成24年5月1日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「規則で定めるところにより、墓地等の計画について、近隣住民及びその者を構成員に含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する団体（以下「近隣住民等」という。）」とあるのは、「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第125号）第17条の規定及び墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則（昭和60年東京都規則第17号）第12条の規定の例により、墓地等の計画について、当該墓地等の建設予定地に隣接する土地（隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含む。）又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者」とする。
- 4 施行日から平成24年5月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「近隣住民等」とあるのは、「建設予定地に隣接する土地（隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含む。）又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者」とする。
- 5 第3条第3項の規定の適用に当たっては、施行日前に墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第125号。以下「都条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により東京都知事がした許可は、第4条第1項又は第3項の規定により市長がした許可とみなす。
- 6 施行日前に都条例第4条第1項若しくは第2項の規定により東京都知事の許可を受け、又は施行日から平成24年6月30日までの間に第4条第1項若しくは第3項の規定により市長の許可を受けた市内に存する墓地等（次項において「既存墓地等」という。）に係る第

3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定の適用については、平成 24 年 7 月 1 日以後の申請により当該墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合を除き、同項第 2 号中「主たる事務所を市内」とあるのは「事務所を東京都内」と、同項第 3 号中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定により登記された主たる事務所を市内に有し、かつ、永続的」とあるのは「永続的」とする。

7 既存墓地等については、平成 24 年 7 月 1 日以後の申請により当該墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合を除き、第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条第 1 項第 1 号及び第 7 号並びに第 14 条第 9 号の規定は、適用しない。

8 この条例の施行の際現に都条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により東京都知事に対してされている申請で、市内の墓地等に係るものは、第 4 条第 1 項又は第 3 項の規定により市長に対してされた申請とみなす。

9 前項の規定により市長に対してされたものとみなされる都条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による東京都知事に対する申請又は施行日から平成 24 年 6 月 30 日までの間の第 4 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による申請に係る墓地等について、墓地等の経営の許可、墓地の区域若しくは墳墓の区域の変更の許可又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を行う場合の基準については、第 9 条から第 14 条までの規定にかかわらず、都条例第 6 条から第 11 条までの規定の例によるものとする。

10 施行日前に都条例第 16 条第 1 項の規定により標識の設置及び東京都知事への届出を行った墓地等の建設等の計画については、第 6 条の規定は適用しない。

11 施行日前に都条例第 17 条第 1 項の規定により隣接住民等（都条例第 16 条第 1 項に規定する隣接住民等をいう。以下同じ。）への説明及び東京都知事への報告を行った墓地等の建設等の計画については、第 7 条の規定は適用しない。ただし、隣接住民等への説明が完了していないと市長が認めたときは、この限りでない。

12 施行日前に都条例第 18 条の規定により隣接住民等との協議及び東京都知事への報告を行った墓地等の建設等の計画については、第 8

条の規定は適用しない。ただし、隣接住民等との協議が完了していないと市長が認めたときは、この限りでない。